

各種内規

(1) 出席簿に関すること

<取り扱い要領>

- ① 出席簿の記録は原則として指導に当たる職員がその都度入力する。教科担任から学級担任に確実に連絡し、学級担任が入力しても可とする。
- ② 学級担任（又は事務担当職員）はその日の出欠状況を確認し、出席日に☑を入れる。
- ③ 誤入力の訂正は該当する学期中に正しく入力しなおし、庶務係にも確実に連絡する。プリントアウトしたあとの場合は、再印刷して正しいものを保管する。
※印刷後の訂正は、二重線消しの訂正印で対応する。
- ④ 学級における幼児児童生徒の出席番号は、男女混合の五十音順とする。

<生徒の出席・欠課・早退・忌引などに関する内規>

- ① 出席はホームルーム、教科授業、学校行事ごとに定める
- ② 欠席は、その日の教育活動をすべて欠けることをいう
- ③ 早退は、その日の教育活動がすべて終了する前に、下校等することをいう
- ④ 欠席する時は、本人又は保護者による電話連絡で届け出とする
病気の状態など状況によっては、医師の診断書を添える場合もある
- ⑤ 早退する時は、事前に学級担任に連絡をする
- ⑥ 2/3以上の時間、授業を受ければ出席とする。それ以下は欠課とする
- ⑦ 出席扱い、欠席、出席停止、忌引、早退、遅刻、欠課、臨時休業、振替休業などは「教育支援システム、取り扱い要領、別表1」に記されたとおりとする

(2) 学習成績評価に関する内規

別途、成績評価に関する内規により規定

(3) 単位認定及び進級・卒業に関する内規（高等部）

別途、単位認定及び進級・卒業に関する内規により規定

(4) 進路指導に関する規定（高等部普通科進路指導部）

別途、推薦入試に関する内規により規定

(5) 専攻科の転科に関する内規（高等部）

A. 理療科から保健理療科への転科

転科条件を満たしている場合、転科判定会議を経て、学校長が認定する。

(方法)

- 1) 転科のための追試験及び判定会議は、年度内に行う。
- 2) 追試験の内容は、保健理療科の教育課程に準ずる。
- 3) 転科に際しては、単位が修得できるよう、教育課程上配慮する。

(転科条件)

①次学年への転科

- 1) 履修科目の単位をすべて修得している場合。
- 2) はり実習又は、きゅう実習の単位のみを保留した場合。
- 3) 座学科目(3科目9単位未満)の単位保留が、追試験に合格した場合。

②同学年への転科

- 1) 座学科目(3科目9単位以上)の単位保留又は、あん摩マッサージ指圧実習の単位を保留した場合。

B. 保健理療科から理療科への転科

転科条件を全て満たしている場合、転科試験・転科判定会議を経て、学校長が理療科1学年への転科を認定する。

(方法)

- 1) 転科を希望するものは、2学期終業式の日までに担任に申し出る。
- 2) 「転科願い」は1月末日までに提出する。
- 3) 転科試験は入学者選抜と同一問題で同日に実施する。ただし、入学時の入学者選抜で理療科の合格基準に達していたものは、転科試験を免除する。
- 4) 「転科判定会議」は入学者選抜合否判定会議後に行う。
- 5) 転科試験の合否は入学者選抜の合否基準に準ずる。

(転科条件)

- 1) 保健理療科の1学年または2学年に在籍するもの。
- 2) 当該学年の1・2学期の座学科目(専門基礎分野・専門分野)の全てが80点以上であること。
- 3) 出席日数が1・2学期の出席すべき日数の3分の2以上であること。
- 4) 留年または転科していないもの。

(平成29年1月23日)

(6) 懲戒に関する内規(高等部)

別途、懲戒に関する内規により規定

(7) 対外行事参加に関する内規

<第1条>

本校生徒が対外行事に参加する場合には、生徒としての本文を自覚し学校代表としての誇りを持って参加し、十分な成果をあげるよう、教育的な効果を考慮してこの規定を定める。

<第2条>

生徒の対外行事参加は、顧問教師の適切な指導と学校長の責任において行事の性格を十分検討し、学校教育の見地から行わなければならない。対外行事とは、クラブ活動または教科活動の延長としての文化的、体育的諸行事を言う。

＜第3条＞

学校代表となる生徒は、次の各校の条件を具備しなければならない。

- 1 保護者または保証人の承認を得たもの。
- 2 医者の承認を得たもの。
- 3 学業成績が不振でないもの。

1学期（8月31日まで）に出場する場合は前学年度までの単位保留科目が2教科以内であること。2，3学期に出場する場合はその前学期に35点に満たない科目が3科目以内、またはその科目の単位合計が11単位以内であること。

- 4 勤怠状況が良好であるもの。
- 5 懲戒処分中でないもの。
- 6 学部会で承認を受けたもの。

＜第4条＞

対外行事に参加しようとする場合は、次の各項の条件を満たさなければならない。

- 1 学校長の許可を得たもの。
- 2 県教育委員会、高体連、高文連、協会、連盟等の主催または後援するものであること。

＜第5条＞

上の規定を守らない団体、または個人に対しては、公式の対外行事への参加を禁じ、選手（代表）の資格を取り消すことがある。

附則 この規定は平成13年4月1日より施行する。

（8）普通科入学者選抜について（高等部）

別途、入試に関する内規により規定

（9）専攻科入学者選抜について（高等部）

別途、入試に関する内規により規定

（10）県立高校等の推薦入学に関わる内規（中学部）

別途、推薦入学に関する内規により規定

（11）生徒の異動に関する事務処理について

休学、休学の取り消し、退学、復学、再入学の手続きは、沖縄県立特別支援学校管理規則に基づき手続きを行う。

（12）卒業式・修了式における表彰規定

① 趣 旨

学校生活においてよく努力し、他の模範となるような幼児・児童・生徒を表彰する。

◇対 象

- ・小学6年、中学3年、高等部3年（普通科、専攻科）
※1ヶ年皆出席については、その他の学年も対象とする。

② 表彰内容

ア 皆出席賞（無遅刻，無欠課，無欠席）

- ・ 幼小学部・・・6カ年皆出席賞，1カ年皆出席賞
- ・ 中・高等部・・・3カ年皆出席賞，1カ年皆出席賞
- * 1カ年皆出席賞の表彰は卒業式リハーサル等で行う。

イ 激励賞

- ・ 対外諸競技会やコンクールなどで，本校の幼児児童生徒の模範となるような賞を受賞した者。
- ・ 児童生徒会活動やグループ活動などのリーダーとして模範となる活動をした者。
- ・ その他表彰に値すると判断される者。

表彰に関する規程

第1条

この規程は沖縄県立特別支援学校管理規則第38条に基づき、幼児児童生徒の表彰に関する事項を定める。

第2条

表彰は各学部からの推薦を経て、校長がこれを決定する。

第3条

「1ヶ年皆出席賞」及び「3(6)ヶ年皆出席賞」は、懲戒による停学等を除き当該期間において無遅刻、無欠席、無欠課、無早退の者に与える。但し「取り扱い要領別表1」の出席扱いの場合も対象者とする。

2 勤怠状況が良好な者のうち、欠席、遅刻、欠課、早退等が以下の要件を満たす者には「1カ年精勤賞」及び「3(6)ヶ年精勤賞」を与える。

- 障害の状況等による検診及び検査による者。
- 慢性疾患による定期検診による者。
- 療育・身体障害者・精神障害、各手帳の交付、更新による者。
- 児童手当等による検査、面接、諸手続きによる者。

第4条

表彰は原則として「精勤賞」及び「1ヶ年皆出席賞」は当該年度卒業式リハ・修了式にて、「3(6)ヶ年皆出席賞」は修了・卒業式において行う。

第5条

「皆出席」は生徒指導要録の出欠の記録の備考欄に記載する。